

青森県規則第

号

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

青森県住民基本台帳法施行細則（平成十四年八月青森県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三項から第五項までを削り、第六項を第三項とし、第七項を第四項とする。

第三条第四項中「奨学のための給付金の給付並びに学び直し支援金及び」を削り、「「国公立高等学校等修学支援事業」を「「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、「並びに公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に係る奨学のための給付金の給付及び修学支援金の支給に関する事業（以下「公立高等学校等専攻科修学支援事業」という。）」を削り、同項第一号から第七号までを削り、同項第八号中「国公立高等学校等修学支援事業」を「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、同号を同項第一号とし、同項第九号中「国公立高等学校等修学支援事業」を「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、同号を同項第二号とし、同項第十号中「国公立高等学校等修学支援事業」を「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、同号を同項第三号とし、同項第十一号中「国公立高等学校等修学支援事業」を「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、同号を同項第四号とし、同項第十二号中「国公立高等学校等修学支援事業」を「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、同号を同項第五号とし、同項第十三号中「国公立高等学校等修学支援事業」を「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、同号を同項第六号とし、同項第十四号から第二十号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。